

1 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 青森県における福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）の指針を定め、評価の推進を行うとともに、評価の信頼性の確保を図ることにより、青森県内における福祉サービスの質の向上と利用者の福祉サービスの適切な選択に資するため、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）評価機関の認証及び認証の取消に関すること。
- （2）評価基準及び評価手法の策定及び変更に関すること。
- （3）評価結果の公表に関すること。
- （4）評価調査者等の研修に関すること。
- （5）評価事業の普及啓発に関すること。
- （6）評価事業の情報公開に関すること。
- （7）評価事業の苦情に関すること。
- （8）評価事業の評価手法等の研究に関すること。
- （9）評価機関相互の連携に関すること。
- （10）その他評価事業の推進に関すること。

（委員の選任）

第3条 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- （1）社会福祉に関し学識経験を有する者
- （2）法律に関し学識経験を有する者
- （3）福祉サービスの提供者を代表する者
- （4）利用者を代表する者
- （5）公益を代表する者

（推進委員会の委員の任期）

第4条 推進委員会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

（推進委員会の委員長等）

第5条 推進委員会に、委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する順位により副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の業務の決定は、委員の合議によって行う。ただし、日常の軽易な業務については委員長が専決し、推進委員会に報告する。

- 2 推進委員会は、委員長が招集する。
- 3 推進委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 4 推進委員会の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の議長となる。

(組織)

第7条 推進委員会に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 福祉サービス第三者評価認証等委員会
- (2) 福祉サービス第三者評価基準等委員会
- 2 福祉サービス第三者評価認証等委員会（以下「認証等委員会」という）及び福祉サービス第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という）は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 認証等委員会は、第2条第1号、第6号、第7号及び第9号に規定する事業を行う。
 - (2) 基準等委員会は、第2条第2号、第3号、第4号、第5号及び第8号に規定する事業を行う。

(認証等委員会及び基準等委員会の委員)

第8条 認証等委員会及び基準等委員会の委員は、推進委員会の委員のうちから委員長が指名する。

- 2 各委員会の運営に必要と認められる場合、委員は併任することができる。

(認証等委員会及び基準等委員会の委員長等)

第9条 第7条に規定する委員会に、それぞれ委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務

を代理する。

(認証等委員会及び基準等委員会の会議)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 推進委員会において別段の定めをした事項のほかは、認証等委員会及び基準等委員会の議決を持って推進委員会の議決とする。

(認証及び認証の取消)

第11条 推進委員会は、第2条第1号に規定する認証及び認証の取り消しに関する実施基準等を別に定める。

(評価基準の策定及び変更)

第12条 推進委員会は、第2条第2号に規定する評価基準及び評価手法を別に定める。

(評価結果の公表)

第13条 第2条第3号に規定する評価結果の公表は、評価機関から報告を受けた評価結果を別に定める様式に従い、推進委員会が開設するホームページ及び関係機関窓口等において行う。

(養成研修)

第14条 第2条第4号に規定する研修は、次に掲げる研修とし、必要な事項は別に定める。

(1) 評価調査者の養成研修

(2) 評価調査者の継続研修

(3) その他評価事業の実施に必要な研修

(普及啓発)

第15条 第2条第5号に規定する普及啓発は、評価事業を促進させることを目的とした各種啓発事業を行う。

(情報公開)

第16条 第2条第6号に規定する情報公開は、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、

情報公開を行う。

（評価事業への苦情対応）

第 17 条 第 2 条第 7 号に規定する苦情は、評価事業の苦情に関する窓口を設け、適切な解決に努める。

2 苦情解決に関して必要な事項は、別に定める。

（委員の守秘義務）

第 18 条 推進委員会の委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 19 条 推進委員会の庶務は、青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課において処理する。

（施行事項）

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、推進委員会において別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に選任される委員の任期は、第 4 項第 1 項本文の規定にかかわらず、令和 6 年 7 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 10 日から施行する。